

第百三十六回国会 参議院農林水産委員会會議録第十三号

平成八年六月十七日(月曜日)
午後零時十七分開会

委員の異動

五月二十二日

笠原 潤一君

補欠選任
岡部 三郎君

五月二十三日

岡部 三郎君

補欠選任
浦田 勝君

五月三十日

三浦 一水君

補欠選任
河本 英典君

五月三十一日

河本 英典君

補欠選任
三浦 一水君

六月三日

都築 讓君

補欠選任
木暮 山人君

六月四日

木暮 山人君

補欠選任
都築 讓君

六月五日

村沢 牧君

補欠選任
照屋 寛徳君

六月六日

照屋 寛徳君

補欠選任
村沢 牧君

六月十日

高橋 令則君

補欠選任
泉 信也君

六月十二日

常田 享詳君

補欠選任
木暮 山人君

六月十三日

常田 享詳君

補欠選任
木暮 山人君

辞任

木暮 山人君

補欠選任
常田 享詳君

六月十四日

辞任

泉 信也君

補欠選任
高橋 令則君

六月十七日

辞任

井上 吉夫君

補欠選任
谷川 秀善君

菅野 久光君

前川 忠夫君

村沢 牧君

川橋 幸子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

鈴木 貞敏君

青木 幹雄君

服部三男雄君

風間 昶君

谷本 巍君

岩永 浩美君

浦田 勝君

佐藤 静雄君

谷川 秀善君

松村 龍二君

三浦 一水君

阿曾田 清君

高橋 令則君

都築 讓君

川橋 幸子君

前川 忠夫君

須藤美也子君

国井 正幸君

島袋 宗康君

松前 仰君

衆議院議員

農林水産委員長

国務大臣

農林水産大臣

大原 一三君

政府委員

農林水産大臣官房長

高木 勇樹君

水産庁長官

東 久雄君

事務局側

常任委員会専門員

秋本 達徳君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(鈴木貞敏君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月二十二日、笠原潤一君が委員を辞任され、その補欠として岡部三郎君が選任されました。

また、去る五月二十三日、岡部三郎君が委員を辞任され、その補欠として浦田勝君が選任されました。

また、本日、井上吉夫君、村沢牧君及び菅野久光君が委員を辞任され、その補欠として谷川秀善君、川橋幸子君及び前川忠夫君が選任されました。

○委員長(鈴木貞敏君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に常田享詳君を指名いたします。

○委員長(鈴木貞敏君) まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長松前仰君から趣旨説明を聴取いたします。松前君。

○衆議院議員(松前仰君) ただいま議題となりましたまぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明いたします。

現在、マグロ資源はほぼ満限利用の状態にあり、適切な管理を行わなければその枯渇化が憂慮される事態に立ち至っております。

このような状況を背景に、先般国会で承認された国連海洋法条約においては、マグロ等の高度回遊性魚種について、沿岸国及び漁業国に対し、その保存と最適利用のため、国際機関を通じて協力することを義務づけており、さらに昨年八月に採択された国連公海漁業協定においては、国連海洋法条約の実施のため、地域漁業管理機関が主体となつて資源管理を実施する枠組みを定めております。

マグロ資源の管理に関する地域機関については、現在、大西洋まぐろ類保存条約等四条約が締結され、洋上の漁業管理から貿易、流通に至る一

体的管理を行う方向にあります。

しかしながら、一方では、こうした資源管理に係る規制を逃れた便宜置籍船等の非加盟国漁船による不法操業が増大するなど、国際管理の実効を損ねる事態が生じており、また、このことは我が

国のマグロ漁業の持続的な発展にも大きな影響を及ぼしております。

このような状況に対処し、国際機関を通じて資源の保存管理措置に積極的に貢献するとともに、その実効を確保するための所要の措置を講ずることは、世界最大のマグロの消費・輸入国である我が国の国際的責務であり、同時に長期的に見て消費者の利益にもつながるものであります。

以上の観点から、本案を提出した次第であります。次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

本案は、我が国が世界において歴史的にマグロの漁獲及び消費に特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるマグロ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展等に対処して、マグロ資源の保存及び管理の強化を図るための以下の措置を講ずることにより、マグロ漁業の持続的な発展とマグロの供給の安定に資することを目的としております。

第一に、農林水産大臣は、マグロ資源の動向を踏まえ、マグロ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針を定めるものとしております。

第二に、政府は、マグロ資源の保存及び管理を図るための国際機関の設立またはその効果的な運営を図るため、関係国と協力するように努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するように努めるものとしております。

第三に、農林水産大臣は、我が国が加盟している国際機関において取り決められたマグロ資源の保存及び管理を図るための措置が我が国の漁業者によって遵守されるように必要な措置を講じなければならぬものとしております。

第四に、政府は、外国の漁業者によるマグロ漁業の活動が保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければ

ならないものとしております。

第五に、政府は、要請をした後、相当の期間を経過してもなお当該要請に係る活動が改善されないとい認められるときは、当該国際機関における取り決めに従い、必要限度において外国為替及び外国貿易管理法第五十二条の規定に基づき当該外国からのマグロの輸入を制限することができるとしてしております。

その他、増殖に関する技術の開発及び普及、保管事業に関する援助、情報の収集、報告の徴収及び罰則等について規定するものとしております。以上が本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木貞敏君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、ミニマム・アクセス米の減反上乗せ反対等

に関する請願(第一五〇〇号)

第一五〇〇号 平成八年五月二十一日受理
ミニマム・アクセス米の減反上乗せ反対等に関する請願

請願者 茨城県筑波郡伊奈町山王新田六八

紹介議員 須藤美也子君

○安相茂外四百四十五名

政府は、今年から三年間の米の生産調整(減反)面積を七十八万七千ヘクタールにすることを決めた。これは史上最高の減反であり、EUや米国など穀物輸出国では減反を緩和しているのに、逆に日本は減反強化を余儀なくされている。一昨年のWTO協定批准によって、国内では減反しながら、外米(ミニマム・アクセス米)を受け入れることになったが、政府はその際、「国内農業にもたらず影響を最小限に食い止める」ために「ミニマム・アクセス導入に伴う転作強化は行わない」という閣議了解を行った。しかしながら、今回決められた減反面積の基準になる平成八年米穀年度の主食用・加工用米の需給見通しにはミニマム・アクセス米が算入されており、その輸入分が減反に上乗せされる結果となっている。これは、WTO協定が三度にわたる国会決議や公約に違反して批准されたこととあいまって、二重三重の公約違反であり、絶対に容認できない。世界の米・食糧不足はますます深刻化し、アジアの国々の中には工業化や災害で米を始めとする食糧生産が低下し、日本に援助を求めている国すら出ている。「国内農業にもたらず影響を最小限に食い止め」日本の米作と農業を守る諸政策を行うよう求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、ミニマム・アクセス米は海外援助に回すこと。

二、閣議了解を守って、ミニマム・アクセス米分の減反上乗せをやめること。

六月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件

が付託された。

一、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案(衆)

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、我が国が世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じ、もってまぐろ漁業の持続的な発展とまぐろの供給の安定に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針(以下この条において「基本方針」という)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する基本的な指針

二 まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための施策に関する基本的な事項

三 その他まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する重要事項

3 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向、まぐろの需給事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、外務大臣、通商産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。

(国際協力の推進)

第三条 政府は、まぐろ資源の保存及び管理を図るための国際機関(以下「国際機関」という)の設立又はその効果的な運営を図るため、関係国と協力するように努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するように努めるものとする。

2 政府は、国際機関においてまぐろ資源の保存及び管理を図るための適切な措置が取り決められるように努めるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るために必要な国際協力を推進するように努めるものとする。

(国内における措置)

第四条 農林水産大臣は、我が国が加盟している国際機関において取り決められたまぐろ資源の保存及び管理を図るための措置(次条において「保存管理措置」という)が我が国の漁業者によって遵守されるように必要な措置を講じなければならない。

(国際機関等に対する要請)

第五条 政府は、外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければならない。

(輸入に関する措置)

第六条 政府は、前条の規定による要請をした後、相当の期間を経過してもなお当該要請に係る活動が改善されていないと認められるときは、当該国際機関における取決めに従い、必要限度において、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定に基づき前条に規定する外国からのまぐろの輸入を制限することができる。この場合に

おいては、我が国が締結した条約その他の国際約束を遵守するものとする。

(増殖に関する技術の開発及び普及等)

第七条 政府は、まぐろ資源の維持増大を図るため、まぐろの増殖に関する技術の開発及び普及その他の必要な事業を推進するように努めるものとする。

(保管事業に関する援助)

第八条 政府は、まぐろ漁業を営む者の組織する団体に対し、当該団体が行うまぐろの保管の事業の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(情報の収集等)

第九条 政府は、まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、輸入されるまぐろに関する情報を収集するように努めるものとする。

2 政府は、まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、国際機関、外国政府、まぐろ漁業を営む者又はまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者の組織する団体等と必要な情報を交換するように努めるものとする。

(報告の徴収)

第十条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、まぐろ漁業を営む者若しくはまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告をさせることができる。

(罰則)

第十一条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する

特別措置法案(衆)

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、安全な食品の供給保障に関する請願(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)(第二二八九号)(第二二九〇号)(第二二九一号)(第二二九二号)(第二二九三号)(第二二九四号)(第二二九五号)(第二二九六号)(第二二九七号)(第二二九八号)

第二二八五号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 福島県白河市業の木平一七八ノ五

渡辺智子外五百九名

紹介議員 阿部 幸代君

政府に求められているのは、輸入食品や加工食品に多少でも危険な要素があればそれを排除し、三十七%にまで低下している食糧自給率を高め、国民の命と健康に責任を持つことである。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、すべて店頭において、輸入農産物の原産地表示を義務付けること。

二、小学校、中学校の米飯給食に100%国内産米を確保すること。

第二二八六号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡芦屋町浜口九ノ一

後藤美也子外五百九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二八七号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 岐阜県中津川市新町七ノ一八 安田弘子外五百九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二八八号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大館町五ノ一〇 今野千鶴子外五百九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二八九号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 長崎県諫早市白岩町五五ノ一二 黒田洋子外五百九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九〇号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡北方町志久四、五二 八ノ二 黒木アツ子外五百九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九一号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 仙台市青葉区柏木三ノ七ノ二四ノ一 針生美代子外五百三十五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九二号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町南小河内 三、一四八ノ一 片山洋子外五百九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九三号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 京都府舞鶴市倉谷一、二〇〇ノ八

紹介議員 伊藤桂子外五百九名

西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九四号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 栃木県足利市南大町一九五ノ六

尾関令子外五百九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九五号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 徳島市北矢三町四ノ八ノ六ノ二

吉田恵美子外五百九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九六号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 和歌山県田辺市芳養町三、九一二

ノ四三 松上典子外五百九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九七号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 島根県江津市渡津町一、〇二六ノ

五 木元千代栄外五百九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二九八号 平成八年六月十日受理

安全な食品の供給保障に関する請願

請願者 石川県金沢市栗崎町四ノ七ノ六

松浦貞子外五百九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。